

地方公共サービス小委員会
第8回議事録

内閣府 公共サービス改革推進室

第8回地方公共サービス小委員会 議事次第

日 時：平成26年7月28日（月）13:00～14:51
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

【公開審議】

- 1 開 会
- 2 「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査」報告
- 3 地方公共サービス小委員会報告書に関する活動について
- 4 公金債権回収業務における試行自治体の実施状況について
- 5 地域の公共サービス改革（窓口関連業務）に関する取組について

【非公開審議】

- 6 地方公共団体における民間委託について
- 7 閉 会

<出席者>

（委 員）

北川主査、稲生副主査、清原副主査、荒川専門委員、生島専門委員、石津専門委員、
柏木専門委員、辻専門委員

（事務局）

市川事務局長、新田参事官、金子参事官

○北川主査 それでは、第8回の「地方公共サービス小委員会」を始めさせていただきます。

最初に、事務局で人事異動がございましたので御紹介いたします。

7月22日付で館事務局長の後任として、市川事務局長が着任されておりますので、市川事務局長から御挨拶をお願いいたしたいと思います。

○市川事務局長 市川でございます。

政府調達苦情処理委員会の事務局、内閣府の政策評価、事務効率化、あるいは内閣府の独立行政法人等の評価委員会というようなことをやってまいりましたが、今度は公共サービス改革ということで、よろしくをお願いいたします。

○北川主査 はい、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、4月1日付の人事異動で、後藤参事官の後任として新田参事官が着任されておりますので、新田参事官からも御挨拶をお願いいたしたいと思います。

○新田参事官 4月から着任しております新田でございます。

前任の後藤と同様に国土交通省の出身でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○北川主査 次に、今回の小委員会から新しく専門委員に就任された方がいらっしゃいます。事務局から御紹介をお願いいたします。

○市川事務局長 そちらのほうにいらっしゃいますが、弁護士の辻崇成さんです。以前事務局にいらっしゃって委員になられたということでございます。

○北川主査 辻委員からも御挨拶をお願いします。

○辻専門委員 引き続き、よろしくお願い申し上げます。

○北川主査 それでは、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に移ります。

本日の議題は、議事次第のとおりでございます。

なお、本日の委員会では、最後に「地方公共団体における民間委託について」の議題について審議いたしますが、非公開情報が含まれることから、官民競争入札等監理委員会運営規則第5条の規定の例に準じまして、当該議題に係る会議は非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。委員の先生方、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○北川主査 それでは、本日の小委員会の審議を始めさせていただきます。

「『地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査』報告」についてでございますが、その審議に入らせていただきます。

まず、事務局から御説明をいただきたいと思います。お願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より御報告申し上げます。

お手元の資料1-1から1-3がございまして、今回の御報告に当たりましては、主として資料1-1及び1-2を使用して御説明申し上げたいと思います。

それでは、資料1-1をおめくりいただきまして、2ページをお開きくださいませ。

本報告書でございますが、平成25年度の委託調査として、事務局より三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に調査を委託し、公金債権回収及びその民間委託等について調査を実施したものでございます。

こちらのパワーポイントに記載してあるとおり、本調査の目的及び調査内容でございます。

まず、目的としましては、「地方公共団体の公金債権回収業務の適正化に係る取組として、当該業務の民間委託、または条例による業務の体系化や専任部署の創設による業務集中化を取り上げ、取組の現状と制度的・実務的な問題把握に資する事例収集を行い、課題と解決策を検討することを目的」としております。

これを踏まえ、調査では2つの事例収集を行っております。

まず、調査Aとしまして、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施主体となり、公金債権回収についての先進的取り組みを行っている21の地方公共団体に対し、その取り組み内容や制度上・実務上の課題等について事例収集を行っております。

また、右側、調査Bとしまして、全国の公金債権回収業務の受託に関心の高い担い手側、ここでは弁護士10名が実施主体となり、公金債権回収の民間委託における担い手側から見た課題等の分析を行っております。

これらを踏まえまして、公金債権回収の現状把握を行い、最後に各取り組みについての導入効果や、浮き彫りになった課題と、それに対する解決策及び今後の方向性について検討を行うという流れの報告書になってございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、3ページ目をお開きいただけますでしょうか。

以下では、調査Aにおける調査内容をまとめてございます。

調査Aでは、各事例収集を通じ、サービサー以外の一般事業者、サービサー及び弁護士の3つの委託先について、それぞれの委託の概要や導入効果、課題等を明らかにしてございます。

この委託先ごとに簡単に見てまいりますと、まず「サービサー以外の一般事業者」につきましては、委託事例が最も多く、自主的納付の呼びかけが中心的な委託業務となっております。

導入効果としましては、1つ目の○にございますように、初期滞納の効果は直接的にははかりにくいものの、電話勧奨後1カ月の納付については効果とみなすとして評価をしている地方公共団体がございました。

他方、右側の「課題」としましては、1つ目の○、電話番号判明率が低く、また、表札の状況により電話・訪問勧奨の実施が難しくなっていること。

2つ目の○、個人情報保護の範囲が不明確であるため、複数部署がそれぞれに調査を行うなど非効率な実態があるといったことが課題として指摘されてございます。

次に、委託先2番目「サービサー」でございますが、委託の概要としましては、非特金債権については一般事業者と同様である一方、特金債権であれば、催告から強制執行まで

委託できるという点が特徴として挙げられております。

導入効果については、通常初期コストや諸経費がかからない成功報酬制でありますため、少しでも回収できれば効果は出ると挙げられております。

他方、課題としましては、地方公共団体としては回収しにくい債権が残ってしまうのではないかと。また、債務者の個別事情に配慮した対応が実施されないのではないかとといった認識を持たれているようでした。また、特金・非特金の各債権の区別が十分に認識されていないといった点も課題として指摘されているようでございました。

続きまして、委託先3番目「弁護士」についてでございます。

弁護士については、自主的納付の呼びかけから強制執行までを一貫して委託しており、導入効果の面では、特に地方自治法に詳しい弁護士会の有志から構成される研究会に委託している場合、内容面・費用面で効果的な仕組みが構築されているという実態が見られました。

他方、課題としましては、強制執行については福祉的な観点からなかなか実施されづらいこと。また、委託費用の見積りが高いと指摘されていることなどが挙げられております。

以上、各委託先の実態についての御報告でございます。

続きまして、レジュメ4ページをお目通しく下さいませ。

こちらの資料4ページ目でございますが、調査を行った各地方公共団体ごとに委託債権や委託業者、委託業務内容等を一覧にしたものでございます。

また、こちらのページ下段の事例のA-2につきましては、民間委託の有無を問わず地方公共団体にて債権管理部署を設置し、債権管理の一元化等を図っている事例を5つほど調査し、その内容を一覧表にしたものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、資料の5ページ目をお開きいただけますでしょうか。

ここでは、先ほどごらんいただきました調査Bの担い手である弁護士が行った、各地方公共団体の実態調査を表でまとめております。ここでは、12の地方公共団体について調査を行い、その内容をこちらの一覧表にまとめてございます。

この調査を通じ、民間委託を実際に導入している各地方公共団体からの声として、例えば、委託によっていずれも一定の効果を上げていること。ただ、他方で、委託による効果については議会からの評価を得ることが容易でないといった声が上げられておりました。

また、その他の声としましては、個人情報の共有を実施したいが、地方税法22条の制約が問題となっていることや、他の地方公共団体の成功事例をもっと把握したいといった声も聞かれました。

その他、調査を行った弁護士からは、私人による公金債権の取り扱いを原則的に制限している地方自治法の問題点も指摘されているといったことが報告として上げられておりました。

続きまして、こちらの資料の6ページ目をごらんいただけますでしょうか。

以上の調査A及びBを踏まえ、本報告書では地方公共団体及び担い手の現状を踏まえた検討を行っております。

まず、民間委託による全般的な効果でございますが、導入時の効果としまして「①歳入の確保」という効果と、「②地方公共団体内へのノウハウの蓄積」という効果が上げられております。

前者の「歳入の確保」という効果につきましては、下の表にございますとおり、特に職員の手が回りにくい初期回収案件において効果が上げられていること。また、回収困難案件についても、成功報酬制であれば回収分は即効果につながり、さらにほかには、特に弁護士グループの委託事例については大きな効果が上げられているといったことが指摘されております。

また、効果の2点目である「ノウハウの蓄積」につきましても、特に担い手と協力して公金債権回収を進めている地方公共団体では、民間事業者だけではなく、職員側にもノウハウの蓄積が図られているといった実例が見られたようでございます。

続きまして、こちらの資料をおめくりいただきまして、7ページ目をお開きいただけますでしょうか。

ここでは、今、申し上げた事例検討を踏まえまして、引き続き、地方公共団体及び担い手の現状を踏まえた具体的な検討を行っております。

こちらの内容につきましては表でまとめてございますが、さらに当事務局のほうで、ポンチ絵で1枚でまとめております。その内容が資料1-2にございますので、そちらをごらんいただけますでしょうか。

本報告書では、今、御説明申し上げましたこれまでの民間委託による導入効果を踏まえまして、さらなる委託推進における課題を、それぞれ委託導入検討段階と、さらにその導入後の2つの時系列に分けた上、さらに各時系列の段階において、左側にございます「制度上の課題」と右側にございます「運用上の課題」について、それぞれ分析を行っております。

まず「導入検討段階」の「制度上の課題」でございますが、一つには個人情報共有について地方税法22条の制約の問題があることや、私人による公金の取り扱いについて制限がかけられていること。さらに、委託範囲が事業者ごとに不明確であるなどが上げられております。

これに対する解決策としては、左側にございます。これまで情報共有に関して挙げられてきました総務省通知の解釈をさらに明確化し、終始徹底を図っていくこと。それに加え、法令の改正や新たな通知による対応を図ること。さらに公金の収納につきましては、私人による公金収納の例外規定である地方自治法施行令158条の範囲拡大などが必要である旨、指摘してございます。

他方で、続きまして、こちら「導入検討段階」の右側の「運用上の課題」でございます。こちらの課題としましては、地方公共団体の債権回収に対する意識の醸成が一つ上げられ

ております。それに対する解決策としては、右側にごございます地方公共団体として債権管理方針の決定及び共有、さらに庁内での研修、勉強会の開催を上げております。さらに「導入検討段階」の「運用上の課題」の2番目でごございますが、費用対効果の点につきましては、民間側で受託体制の整備や標準的な報酬体系の提示、さらにこれを受けて、地方公共団体側でもコストの明確化を行うことなどを上げております。

続きまして「導入後」の「制度上の課題」について見ていきたいと思っております。「導入後」の「制度上の課題」につきましては、福祉的配慮などの公金債権特有の事情とのバランスや、訴訟提起に当たり、議会の議決が必要となることなどが上げられており、これらに対する解決策としましては、地方公共団体側で、専門知識を有する弁護士等への委託による債務者の個別の事情に応じた対応を図ることや、債権管理条例の整備等を上げております。

また「導入後」の「運用上の課題」でごございますが、地方公共団体のノウハウの蓄積を上げており、この点については、解決策として債権管理部門の設置や、任期付弁護士の登用等を上げております。また、運用後、報酬を支払う際に生じる報酬体系のあり方についての問題につきましても、成功報酬や固定報酬等業務内容に応じた体系を適宜選択する必要がある旨を上げております。

本報告書では、今、申し上げた各課題についての解決策等を踏まえまして、さらに効率的かつ効果的な債権回収が実現されることが期待できる旨、結んでおります。

事務局からの報告は以上になります。

○北川主査 ありがとうございます。

ただいまの事務局より御報告がございました内容につきまして、御意見や御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

石津専門委員さん、どうぞ。

○石津専門委員 これからこの業務の拡大を図っていかれる上での課題をどうしたらいいかということを考えていきたいと思いますというのを先日説明いただいたわけですが、特に幾つか、よく調査していただいて課題も明確にされているとは思いますが、やはり具体的に、ではどうしたらいいかということが、それぞれの自治体で考えろと言ってもなかなか難しいと思っております。特に、全体の会議を通じていつも思うのは、まず、個人情報共有の問題です。それで、実際にやっている自治体で、そこをどうクリアしているのかということ、先ほど総務省通知の周知徹底とかそれを自治体に言われても、多分どうしたらいいか皆目検討もつかないと思っておりますので、やっている、実際に実施している自治体においては個人情報保護の問題を、個人情報共有の問題をどうクリアしているのかということ、具体的に示していただくというのが、多分それぞれの自治体に取り組む上で大変大きな参考になるかなと思うのです。

それと、業務の委託範囲もどこまで委託できるか。ちょっと私も会議に参加していながら実は私自身も余りよくわかっていないところがありますけれども、実際やっているところがあるわけですから、それは課題をクリアして、あるいは法律をクリアしてやられてい

るということだと思しますので、これはできます、実際にやっているところがありますというところを具体的に明示していただいて、では、それはうちもやろうというような参考例示をしていただくことが、これから多くの自治体で取り組みを促進する参考になるかなと思います。

もう一つ、かねてから課題になってはいますが、弁護士報酬体系の問題ですね。やはりこれは通常の弁護士、弁護士さんごとに報酬体系が違うというのは、私も実際に弁護士をお願いする案件がありますから承知してはいますが、こと税金の回収に関してそんなに弁護士によって、ある先生がべらぼうに報酬高くて、ある先生はすごく良心的に低く抑えられている。それで回収する税金は同じ金額だったりするというのは、税金ということで考えていた場合になかなかどうなのかなということで、やはり一定程度弁護士会と協議なりをしていただいて、モデル的などいいますか、標準的な体系というのを示していただかないと、なかなかやはり弁護士報酬に関してはどの自治体も苦慮している。通常の訴訟業務に関して、顧問料をどうするか、着手金どうするか、これはどこの自治体もみんな苦労していますので、例えば10万円の税金を徴収するのに、あるところは10%とか、あるところは半分とか、ここまで違うとやはりどうなのかなというところがありますので、その辺は弁護士会と協議をしていただく必要があるのかなということ。

あと、埼玉県の場合には、税徴収の困難案件は大体県が担ってというか、共同して実施しています。市民税の徴収の場合ですけれども、県市民税は両方一緒に徴収していますので、そういう案件の場合には、場合によっては県が一括して困難案件はまとめて、全部の市町村の困難案件を弁護士に委託をして、その際には報酬も大体県が弁護士会と協議をして、一定金額で定められた額でというふうにやるとかですね。何かそういうやり方も工夫していただくといいのかな。

とにかくわからないですし、自治体は調べようもないというところで、やる気持ちはあってもなかなか踏み出せないというところはあると思しますので、その辺の具体的な内容を示していただけると、より多く広がっていくかなと思います。

○北川主査 今の問題で、事務局から今回いろいろ当たっていただきましたが、返答ございますか。

○事務局 今、多くの御指摘をいただきましてありがとうございます。

報酬の点とか、どこまで委託範囲をできるか、あとは個人情報共有の問題とか、本当にまだ明確になっていない部分が多いかと思っています。

特に個人情報の点につきましては、地方税法22条等の問題がございますので、まだ事務局としましても具体的にここまでという話は、具体的な法的な整理というのは完全についているわけではございませんが、具体的な取り組みを行っている事例につきましては、今回の報告書の中でも示しております。

また後ほど御説明申し上げますが、平成26年3月にできております地方公共サービス小委員会の報告書のほうでも実例を幾つか御紹介しておりますので、今後、既に行っている

周知活動も含めて、そういった形で順次周知を図ればと思っております。

ただ、御指摘のとおりまだまだ法令上解釈が明確になっていないところも多くございますので、そういった点につきましては他の関係各省庁さんと協議をしつつ、また、報酬体系の点につきましては今、弁護士会というお話をいただきましたので、そういった点につきましても当事務局のほうで適宜連携しつつ、より具体的なモデルケースといたしますか、モデル事例を各地方公共団体様のほうに御提供できるようにしていきたいと考えております。

御指摘いただきましてありがとうございました。

○北川主査 これは辻専門委員さん、御経験豊かですが、2と3の報酬の問題、困難事業云々でどうですかね。何か御意見かお考えとかあったらおっしゃっていただけたら。

○辻専門委員 辻でございます。

報酬の点でございますでしょうか。

○北川主査 そういうことですね。弁護士会とすっきりしなさいという話ですね。

○辻専門委員 恐縮でございます。

まず、報酬の点でございますけれども、そもそも弁護士会自体報酬規定を撤廃しております、皆さん自由化ということで、まさに自由に競争してやってもらいたいという形に誘導しておりますので、このあたりもうしばし時間をいただいて、弁護士会内部でもこの分野、御関心を持ってやっていらっしゃる先生方多数いらっしゃいますので、その中で多分競争して、よりよいサービスがより安く提供していただけるような状態に近い将来来るのではないかなと個人的には期待しているところでございます。

○北川主査 少し我々委員会とも弁護士さんとも話をしてもいいかわかりませんね。そのあたりが私は詳しくないのでわかりませんが、自由競争が原則でございますけれども、依頼するほうからとすればですね。

どうぞ。

○石津専門委員 結局、通常は行政は入札をかけるので、入札をかけて、要するに適正価格というのを得るわけです。

ところが、この案件に関しては入札をかけずに、恐らく弁護士、随意契約か何かでやっていく形になると思いますので、その場合には、ではその金額が適正かどうかというのはやはりどうしても問題になって、今の自由競争で自由価格ということであれば、入札をかけて弁護士ごとに幾らでこれを担っていただきますかということをしないと、ほかの工事案件などは全部、物を買うのでさえ全部、すごく不合理なほど入札でやっていますので、どうしてこれだけ自由な金額で定められたばか高い弁護士先生に例えばお願いしてしまった場合、それ、何でいいのと言われたら、知り合いだから頼みましたと言った場合に、それは多分通用しないと思うのですね。

では、入札の仕組みをつくるのか、それともその額が適正なのかということが説明できないと、やはりなかなか難しいと思いますので、弁護士会はそうだとしたとしても、やはり行政

としてやる場合には、そこはある程度考えていただく必要があるのかなと思います。辻さんとお話してもしょうがないのですけれどもね。

○北川主査 いえ、大きな課題ですし、悩ましい問題であり、こういうことが解決しないと、担い手側の育成もないと実際はできないということになると思うのですね。だからこれは議論は深めていくほうがいいと思うのですが、清原副主査さん、どうですか。今の悩ましい問題の対応というか。

○清原副主査 今回、この報告書に関しましては、小委員会の報告書の基礎となる調査を丁寧にとめていただいたものと受けとめています。

その中で、かなり思い切って160ページ以降に、「今後のあるべき方向性」をまとめてくださっています。その1)に「法令、条文等の改善策」というのがあって、個人情報の保護に関しては、ここでも3つ目の○に「地方税法22条については、今後マイナンバー制の運用とともに議論にあがるものとは思われるが、私債権についても一定の条件を満たしたうえで個人情報共有範囲の規制を緩和するか」云々ということについて、その解釈も含めて、共有範囲の明確化だけではなくて、その周知徹底を、そして通知というものがきちんと示されることで対応可能もあるのではないかと問題提起していることが重要かと思います。

次に、先ほどの弁護士の報酬の件についても「公金債権回収の民間委託をより合理化する委託手法の提示」の中で「弁護士グループの活用」を示しつつ、2つ目の○で「報酬体系をある程度明確にすることも必要である」としています。したがって、私はこの報告書の範囲内では、結構思い切って石津専門委員さんが問題提起されたことについて、現時点ではまだまだこの調査の結果では不明確な点があるかもしれないけれども、この調査をした上で「今後のあるべき方向性」ということで提示されていますので、まずこの報告書についてはこれで受けとめさせていただいてよいのではないのでしょうか。そして、今後私たちの小委員会で、主査が言われたように、もう少し弁護士会との対話の時を持ったり、それから、私たち自治体が、どのように適正に、今まで余り弁護士さんと競争入札の関係を持ったことはないわけですが、どのようにしたら市民の視点から見て公正・中立な契約関係としてみなされるかといった点について、官民競争入札等監理委員会の中の小委員会でございますので、今後の課題の中で検討できればと思っています。

以上です。

○北川主査 ありがとうございます。

稲生副主査さん。

○稲生副主査 まさにおっしゃるとおりで、議論自体は今後していくのだろうなと思います。

それで、弁護士の報酬に関してはやはり悩ましくて、標準報酬体系みたいなものが公正取引委員会でしたか、何かあそこら辺、いろいろ御指摘もあったと聞いています。ですので、ある意味では自由化させられてしまっているという、多分そういうお立場が弁護士会

にもあるのだらうというのを承知しています。

さはさりながら、価格がもし高どまりするのであれば、これはこれでやはり問題なのだらうと思ひまして、そういう意味では、自由競争になって価格が下る部分と、あるいはまだ質的にかなり難しい部分がある。つまり高度なものを要求される業務でございますので、そういう意味で価格がかかってしまう部分。恐らくその中間ぐらいの折り合いが、多分この公金債権回収市場が形成されていけば徐々に落ち着いてくるのだらうなというところがあると考えてございます。そういう意味でちょっと難しい議論ですので、今後注意していくのだらうなというのがあります。

それからもう一点ですけれども、それ以外の論点として、例の福祉的な理由から踏み切れるとか踏み切れないというのが弁護士の課題としても上げられていますし、また、サービサーについても回収しにくい債権。恐らくこれは福祉的な理由の部分も含まれていると思うのですけれども、ここら辺は、もしかするとある程度任せる段階で仕分けを自治体さんのほうでしていかないと、なかなか弁護士さんのほうも強制執行まで踏み切れない部分が出てくると思いますので、そういう意味で受ける側の問題のほかに、やはり出す側の体制づくりというのでしょうか。恐らくこれも今後議論していかなくてはいけないと思ひますし、ほかの先生方もお感じなのかなと思ひて、ちょっと感想でございますけれども、両方のほうから恐らく今後議論するだらうと思ひております。

以上でございます。

○北川主査 ネクストバージョンというか段階を踏むということですね。

○稲生副主査 はい。

○北川主査 どうぞ。

○辻専門委員 1点補足いたします。

私、1件だけ個人的に知っている事例がございまして、自治体さんのほうで、たしか医業未収金と記憶しておりますが、公立病院の医業未収金を弁護士に委託する際に、弁護士たちに対して公募をかけて入札させた事例がたしか1件私存じておりますので、今後もそのような弁護士に対する競争入札という事例を深堀りしていただいて、結構うまくいっているのではないかという事例が集まったら、それはまた報告書のほうにまとめていただければ、皆さん利用しやすいのかなと思ひます。

以上です。

○北川主査 それは稲生副主査が言われたような、出す側の議論も煮詰めていかないと、石津委員さん、そういう両方と。今までの知見が余りないものだから、そういう意味もありますね。

○石津専門委員 そうですね。もし入札の案件があるのだと、入札していないでやっていると逆に問題になってしまうと思ひますので、それは至急調べていただいて対応しないのだめかもしれないですね。

○北川主査 荒川さん、どうぞ。

○荒川専門委員 関連してですけれども、随意契約の中でもプロポーザル方式はとることができますので、そういう競争性を持ち込むということができると思いますし、プロポーザル方式の基準の中で価格点の扱いをすることで、ある一定の枠内のこれ以下ですよというような形で点数をつけることも可能なのかなと思いますので、当然将来的には何らかの体系ができたり相場観ができることが望ましいと思いますけれども、今の段階でもそういうような形で公正性というのでしょうか、それを確保していくこともできるのかなと思っています。

○北川主査 どうぞ。

○市川事務局長 政府調達協定の関係では、ほかの事例として、入札の前に市場調査、マーケットサーベイと言いまして、資料提供招請を官報ですとかホームページでやって、単価とかいろいろこんな幾らになりますというのをくださいというのをオープンな形で1回やって、それで仕様書をつくって入札をやるという方式もありまして、これからいろいろまた現行の法制でも結構知恵を絞っていけるものがあるかもしれません。

以上です。

○北川主査 そうですね。これは内容が複雑ですから、おっしゃるようにそう簡単にはいかない面もあるかもわかりませんが、バージョンを上げていくという意味でとっていいですかね。

○市川事務局長 そうですね。

○北川主査 石津委員さん、こういうことで今後バージョンを上げていくということでもよろしゅうございますか。

○石津専門委員 はい。

○北川主査 あとはよろしいですね。

(委員首肯)

○北川主査 それでは、事務局におかれては、本報告の内容を十分生かしながら、公金の債権回収の環境整備に努めていただくようお願いをいたします。

では、次の項目に移らせていただきまして、第3の「地方公共サービス小委員会報告書に関する活動について」にまいります。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 事務局より御報告申し上げます。

お手元の資料2をごらんいただけますでしょうか。

「地方公共サービス小委員会報告書（平成26年3月）に関する活動概要」という資料でございます。こちらに沿いまして、報告書の周知活動等についての内容を簡単に御報告申し上げます。

昨年度末のことでございますが、地方公共サービス小委員会の、特に公金債権回収の民間委託を中心としてまとめた報告書が完成しまして、今年度はその周知活動を特に力を入れてやっていくということで事務局のほうで動いた内容をこちらのほうにまとめてございます。

まず、1番でございます。「報告書周知活動」として、こちらに記載しておりますとおり（1）～（5）の項目について活動を行っております。

まず（1）でございますが、報告書本体及び概要版を作成しまして、こちらを内閣府のホームページに掲載しております。

続きまして（2）でございますが、各都道府県及び各政令指定都市宛てに参事官名で報告書完成の事務連絡を出しております。こちらにつきましては、この事務連絡を通しまして長野県さんから特に反応をいただきまして、今度8月27日に長野県内の地方公共団体職員を対象とする公金債権回収研修会を開催するというので、内閣府にて、その中で報告書の説明等を実施していただけないかということで依頼を受けたということで、非常に大きな反応をいただいているところでございます。

続きまして「（3）地方3団体訪問」でございます。

5月中に全国知事会、全国市長会及び全国町村会にそれぞれ御訪問させていただきまして、全国市長会及び全国町村会におかれましては、当委員会のホームページに掲載しております報告書本体のURLを引用していただいております。

続きまして「（4）自治体訪問」でございます。

関係各団体に周知活動を進めるだけではなくて、実際の自治体を訪問して、報告書の内容を御説明するという活動をあわせて行っております。具体的には、現状のところ、習志野市、中野区、豊島区、守谷市の4地方公共団体について御訪問させていただいているところでございます。

続きまして「（5）担い手団体との協議」でございます。

こちらにつきましては、日弁連、一般社団法人全国サービサー協会及び日司連の各担い手団体様にこちらのほうから御訪問させていただきまして、報告書の内容について御報告させていただいているというところでございます。

続きまして、2番「平成26年度公金の債権回収業務に関する法務研修」について御説明申し上げます。

昨年度も実施いたしました、今年度も東京及び愛知の2カ所、2会場におきまして、内閣府主催で公金債権回収についての法務研修を実施することとなりました。研修の講師に当たりましては、日弁連の弁護士の方々をお願いをしているところでございますが、今年度は地方小委への報告書が完成したということもございまして、東京会場においては北川主査に、また、愛知会場においては荒川専門委員に、それぞれ報告書の内容について御解説いただく予定となっております。

ちなみに、この東京会場及び愛知会場ですが、現時点におきまして、東京会場においては募集定員180名のうち、既にほぼ定員に近い179名の地方公共団体職員さんからの御応募をいただいております、愛知会場においては定員130名に対して既に135名、定員を超過する御応募をいただいているところでございます。これにより、本報告書の一層の周知が図られるものと考えている次第でございます。

最後に簡単に、資料を1枚おめくりいただきまして、別添1でございます。通し番号で言うと2ページでございます。

こちらにつきましては、先ほど御報告申し上げました地方公共サービス小委員会の報告書の概要版になっております。こちらの内容を現在、当事務局のホームページのほうに掲載してございます。

さらにページをおめくりいただきまして、通し番号の12ページ、別添2でございます。

こちらは「各団体訪問活動概要」としまして、地方3団体、自治体及び担い手団体の各団体についての事務局の訪問時に受けたやりとり等について、簡単にまとめた内容になっております。

事務局からの報告は以上でございます。

○北川主査 ありがとうございます。

(4)の「自治体訪問」ですね。習志野から順番にありますね。これは行ってどういう雰囲気だったとか、進んだとか、いろいろな感覚というのはどんな感じで。どういう状態で行かれたのですか。習志野は何かあったのだと思うけれども、それ以外は何でここへ。

○事務局 そもそもこちらの4団体に行った経緯でございますが、まず、習志野市におきましては、事務局の早川の親元ということで、最初にそちらへ伺わせていただきまして、中野区と豊島区につきましては、新田参事官と同じ国交省の方がこちらに出向されているということで、その御縁で伺わせていただきました次第でございます。

それから、最後の守谷市でございますが、こちらは後でまた御報告申し上げますように、守谷市さんのほうが、窓口業務の市場化テストを実施しておりまして、事務局のほうではそのヒアリングを行っておりまして、その際にあわせて一緒に公金債権回収の報告書についても御説明を申し上げたという流れになっております。

○北川主査 それで、話し合いはスムーズにいったとか、なかなかいろいろな壁があるとか、何かそのイメージはどのようなのですか。

○事務局 人数としては。守谷市さんに関しては2名ということで、ほかの団体に関しては20名前後の御出席をいただきました。

やはり感じたのは、債権と言ってもたくさん部署があります。納税課から始まりまして、国民健康保険、下水道課、はたまた保育料ですとかさまざまな部署がございまして、関係部署、皆さんどうぞお越しくささいと言ったときにもやはりそれぞれが来ていまして、それぞれが分かれているという印象がありましたので、それを統一的にやるような形でやっついていかないとなかなか進まない、難しい部分もあるのかなということで、いろいろ統一的にやっついていくような必要性というのを話しながら感じました。

○北川主査 石津専門委員さん、どうぞ。

○石津専門委員 周知の方法を考えろということでしたので、うちもちょっと考えろと職員に言ったのですけれども、研修会とか会議とかの場に行かれるというのは、都道府県主催でやっていますので、それは行っていただくといいと思うのですけれども、そのほかに

業界誌というのがあって、そこに公金債権の回収に関する先進事例を掲載すると、これは担当者はみんな読んでいるらしいので、それに関心を持つと問い合わせをしたり調査をしたりするらしくて、幾つかちょっと教えてもらったのですが、ぎょうせいから出ている『月刊 税』というものと、これは多分うちでも全部読んでいる本だと思うのですけれども、地方財務協会から出ている『月刊「地方税」』。それと、時事通信社から出ている『週刊 税務経理』。こういう業界紙、多分税務課は全部全国でとっていて、担当者がみんな閲覧して読んでいると思うのですけれども、そこに今回のこの件の先進事例を載せていただいて、参考になるような形で示していただければ、多分担当者レベルに関心を持たないとわからない。課長とか部長とかだと、わかっていなかったりすると何だかよくわからないこともあると思うので、担当者がそれに関心を持ってこれはいいと思えば多分調べたりとかということにもなると思いますので、それを積極的に展開していただけるといいかなと思いました。

○北川主査 どうぞ。

○事務局 ありがとうございます。

今、この報告書の周知をより拡大していくための御提案ということで、専門誌への投稿ということがございましたので、それは私ども早急に検討してまいりたいと思います。

今、おっしゃっていただいたとおり、自治体としてはやはり先進事例に反応して取り組むというのがあると思いますので、数多くの先進事例をそこで御紹介させていただいて、それを取り入れて、それが徐々にその自治体から近隣自治体に広がるような、そんな展開ができればと考えております。貴重な御意見ありがとうございました。

○北川主査 ほかにどうぞ。

はい、どうぞお願いいたします。

○柏木専門委員 せっかくのこれらの普及活動に関して、よりスムーズに普及が進むように、この小委員会でもう少し議論しておいたほうがいいのではないかなと思うのは、自治体側の、つまり委託する側の意義を明確にしておくことだと思います。老婆心的かもしれませんが、債権回収を促進するために委託するという意義だけでは、すべての自治体に受け入れられるのは難しいのではないかなと思っていますので、特に福祉的な意義があるというところをもう少しアピールしてもいいのではないのでしょうか。回収することによってその生活者の実態がわかるので、それを結果的に福祉に結びつけることができるというのは自治体のよりどころとなる意義なのではないかなと思うので、その掘り下げが必要だと思います。これまでの議論で、実践的な部分というのはかなり整理できてきたと思うので、自治体側がやろう、もっと真剣にやっつけようと思えるような動機づけというのが必要なのだと思います。

税の徴収側や債権の徴収側だけではなく、福祉側の職員もどう巻き込んで、この取り組みが必要だと思わせるかがカギということだと思うのですけれども、例えばソーシャルワーカーの人たちは、債権のことについて詳しくないと聞いています。債権回収側と福祉側

で「連携」というふうに書いてあるのですけれども、それによって生活困窮者の発見がより進むようになれば、こういった取り組みの意義というのがより際立っていくと思うので、そういうところを強調する必要があるのではないかなと思っています。

○北川主査 ありがとうございます。

4市に行ったでしょう。それで関係者を集めたというのは、やはり徴収側の寄ってくるのはそういうことだと思うのですけれども、それはどうでした。

○事務局 ある自治体さんなどでは、徴収側だけではなくて福祉部門の方もいらっしやいまして、そういった声も直接伺う機会もございました。

ただ、やはりまだまだどうしても徴収側と福祉側ということで、必ずしも認識というか軸を一つにしているかということ、なかなかそうでもないのかなというのが我々のほうで受けた印象でございますので、こういった報告書を通じまして、そういった両者が非常に密接に関連しているのだということについてもあわせて積極的に報告、説明をしていきたいと思っている次第でございます。

ありがとうございます。

○北川主査 では、清原さん、一言どうぞ。

○清原副主査 ありがとうございます。

小委員会の報告書をまとめる際にも、私はこの債権回収ということの前に、まず納税の義務があり、また、納税しようとしてもできない人に福祉的な寄り添う行政サービスをしていくのも自治体の仕事であるということを申し上げましたところ、そのことを報告書にきちんと書き込んだまとめ方をさせていただきました。

したがって、今回の報告書を説明していただくときにも、今、柏木専門委員が御指摘いただきましたように、やはり何のためにこの報告書をまとめたかという意義が大事です。

そして、極力相談とかソーシャルワークの取り組みの時間を割く意味でも、公金債権回収の中で、多くの方については非常に合理的かつ迅速にお払いいただくような取り組みをしていくことが不可欠であるということです。今回、おまとめいただいているところの12分の3のところ、報告書の4ページというところで「公金債権回収の実現と、生活困窮者に対する福祉的配慮及び自立支援の実現という2つの要請に応えるべく」とあったところは、ひょっとしたら色を赤字にしてもいいかもしれないぐらいです。そういう、多分柏木専門委員が言われたのは、行政にかかわる者のこうした取り組みによって実現できる、幅広い、深い行政サービスの充実に結びつく重要な取り組みなのだというその意義をやはり実感していただくようなことが重要かと思えます。

なお、小委員会の報告書をまとめましたときに、とてもいい内容なのでできる限り幅広く広報してくださいとお願いしましたら、この間、本当に短期間の間にこれだけのアクションを起こしていただいております。特に全国市長会とか全国町村会のホームページにURLが載ったということは非常に意味があることです。いろいろな検索ツールの

中にこれが載っていくということだと思いますので、広く周知するところと、少しインテンシブに深くするところの事例をそれぞれに深めていただければよいと感じました。ありがとうございます。

以上です。

○北川主査 これは清原副主査がおっしゃったように、赤字で書いてとかそれぐらいのことが一方で強く出ないと、これの正当性ですね。何か徴収側ばかりの議論ではなしに、むしろ社会的な公正感を助長するのだという、そういう意味ですね。

○柏木専門委員 そうです。誤解を招きかねない内容なので、単に民間委託を推進するためのものではなく、そもそもの社会的な意義の自治体運営の中の取り組みの一つの手段としてこういうものがありますというふうな整合性を持って推進するようにしないと、自治体によっては誤解をしてしまうところもあるのではないかと思うので、先ほど、赤字の方がいいのではないかと清原委員のご意見がありましたけれども、置く位置も含めて工夫すると誤解を招きにくくなるかもしれないなと思いました。

○北川主査 むしろそういうことがあって正当性が担保されないと、これは進展しにくいという意味もあると思うのです。

○柏木専門委員 はい。そのとおりです。せっきくの取り組みが継続しないかもしれないと思って意見を述べました。

○稲生副主査 1点、基本的に皆さんと考え方は同じです。

それで、最近の『文藝春秋』で、国民年金に関する、要は批判的な見解が載りまして、その批判の意味は、福祉的な配慮ということをおある意味では錦の御旗に、要は言ってみれば徴収率を高めなくてはいけないのに、一生懸命分母を落としている。つまりできるだけ貧しい方の、あるいは生活に困窮されている方の徴収をどんどん落としていって、言ってみれば自分で自分の首を締めるようなことを厚生労働省とかはしているのだ。これはあくまでもそういう文章がそう書いているわけです。

つまりそれは先ほどの赤字で書くというところの、要は、右側の生活困窮者に対する部分だけが何となく曲解されていましてですね。本来は回収促進、年金保険であればちゃんとお払いいただくということが第一義的にあり、だけれども公正性の観点から生活困窮者への配慮は必要であるという両方はしっかりと受けとめて行かなくてはいけないという、片方だけ取り上げられているわけですね。

それで私が言いたいのは、そういう意味で、今回はこういういろいろ自治体さん向けに御理解いただくということもありますし、世間というか世論にもちゃんとこういう活動を訴えていかないと勘違いされることもあるのかなと思って聞いておりました。この点はまた事務局に汗をかいて、どういう工夫をして世論に訴えていけるのかというより幅広い視点で今後御活動いただければありがたいと思いました。

以上です。

○北川主査 石津委員さん、どうぞ。

○石津専門委員 私もこの文言に関しては、意見を申し上げた清原市長さんと同じなのですけれども、余り生活困窮者の部分を強調するのは私はどうかと思っていまして、やはり税の公平性ということを考えた場合には、これは徴収が発生しているわけなので、それを徴収しない理由も全部法律で明記されていて、それに基づくとときだけそれは不納欠損で税を落としていくというのが決められていますので、余り主観的なとか、恣意的なとか、そういう部分を強調するのではなくて、やはり法律に基づいた手続にのっとってきちんとやっていく中でやられていることであれば、それはある人だけ、では、どこで生活困窮と認定するのかということもありますので、ですからそこは余り強調し過ぎない。やはり税の徴収をきちんとするという。それをしないにはしない理由が、法律に基づいて行うというのが原則としてありますので、そこはちゃんと押さえておいていただかないとならない。

ただ問題は、要するに、市町村の場合には翌年課税になっているのが問題なので、結局前年に発生した所得が、翌年無資産とか無収入の場合にそれが徴収されるために払えなくなるとかということがあるので、税の制度上の問題もちょっと絡んでくるので一概に言えないところはあるのですけれども、基本的には払うべきと認定された税金は払っていただくというのは原則ですので、そこを余り福祉的な部分を強調し過ぎない。済みません。あちらに行ったりこちらに行ったりしますけれども、でもやはりそこは譲ってはいけません。生活困窮でも税金を納めていただいている方がいますので、その人は困窮の中でも税金をまず第一優先で納めている。一方で、困窮者で第一優先にしていない人は払わなくてもいいとなると、それは公平性が全く失われるということになりますので、そのバランス。ですからバランス。そこが民間委託でバランスできますかというところなのだと思うのですね。ですから、そこをある案件だけ取り出してお願いすると、その案件でどうやってほかとのバランスをとるかという危惧がやはりあるということではないかなと思うのです。

○北川主査 したがって、議論が不十分だったというか、今までより議論を高めておかないといけないからという。

どうぞ、済みません。

○柏木専門委員 石津委員がおっしゃるとおりで、生活困窮者で税金をきちんと収めている人は世の中にたくさんいらっしゃるの、そういう人たちのことも踏まえて、生活困窮者を見極め、税金を執行停止にするというのはすごく大変なことだと思うのです。

こういう取り組みによって、自治体運営の整合性がとれていくといいなと、私はすごく期待をしています。せつかくの機会なので、こういう取り組みが深化して、きちんと納めてくださっている人も含めて整合性のとれた制度になればいいなと思います。

○北川主査 個人情報の問題もあって情報公開も難しいとは思いますが、現実はどうかというのは石津さん。例えば生活困窮者でも払わざるを得ないけれども、承知の上で払わないということ、このバランスですね。こういうのはどういうことなのかね。

○石津専門委員 悪意があるかどうかという判断も、それは非常に、実態を全部調査しないとそれはわからない話です。ですから、先ほども言いましたけれども、委託をする際に、ある案件だけを取り出して委託をすることに。全部委託だったらともかく、ある案件、例えば困難案件だけを取り出す場合にそういうことが、バランスですね。その案件と、それ以外の委託してない案件とのバランスは果たして図れるかというのは、行政がやっている分には全体を見ますから、担当者で会議をしてそれは調査をしたりとか、あるいは市内の方ですから、そういう生活実態とか、うわさ話も含めてどういうことかというのはわかりますけれども、そこだけをビジネスライクに切り取ってお願いした場合に果たしてそういうのができるかどうかという、そこは多分相変わらず残る課題なのかなと思います。

○北川主査 あとはどうですかね。

○辻専門委員 よろしいですか。

○北川主査 どうぞ。

○辻専門委員 恐らく、今まで公務員さんだけですとどうしてもマンパワーが足りないので、対応できる対象者が多重債務に陥ってしまった方々に限られてしまう、それより前段階の方々についてなかなか働きかけができない。そこで民間委託を活用することによって、多重債務に行ってしまった方よりちょっと前の部分の分ですね。まだ独力でリカバリーができるような方々についても何とか相談の対象にする。それによって、多重債務に行ってしまう人間を救う。

それで、多分ポイントは、先ほど来ちょっと議論されていると思うのですが、納税意識の向上という部分はあるかもしれません。そのときに、通常学校等では税金に関しては教えません。多分大人になってからも、例えば税金について、払っていないと破産しても免責されないとかそういう法律的な話は多分知らないと思います。ですので、この民間委託を活用することによって、多重債務に行ってしまう前段階の方々についても、できるだけ行政のほうから税金に関するお話を、言い方は悪いですが教育するようにして、それによって皆さんの、なかなか払ってくれなかった方々について納税意識を高めるというような考え方もできるのかなということを私、考えておりました。

以上です。

○清原副主査 ちょっとよろしいですか。

○北川主査 どうぞ。

○清原副主査 今後私たちは生活保護制度を法定受託事務として取り組むだけではなくて、生活保護の水準まで行かれていないけれども、生活に困難を持っていらっしゃる方の自立支援について、就労支援であるとか、就学支援であるとか、低所得者層に向けての取り組みを基礎自治体が強めるということに、政府の方針もあって仕事もふえております。

それで、今、辻専門委員がおっしゃったような総合的な視点に立つならば、一方で、きちんと払える方には債権回収として取り組みをする部門と、それから、自立支援をすることによって保護世帯にならないように支援する部分と、それから、三鷹市では特に小中学

校の児童生徒に租税教育というのを重視しておりますけれども、そういう学校教育の段階だけではなくて、一般的な成人の皆様にも税に関して納税の義務があることなど、あるいは納税しなければ滞納処分があることなど知っていただくような普及啓発も行うことが必要なのだらうと思います。

今回のこの報告書の周知活動を通して、事務局の中でお感じのこと、それから、私たちがこうやって議論することなどを整理して、公金債権回収という、本当は狭い領域の問題に民間の力をとっていたことが、意外にも行政の横連携の必要性であったり、あるいは年齢の若い、まだ消費税しか納税していない世代にも納税意識を高めるような必要があったりというように、この小委員会では提案するけれども、活動していただくのはもっと幅広い方をお願いしなければならないようなことなどを、この26年3月の報告書以降の視点として整理するというのは有効だと、皆様のお話を受けて考えました。

それで、払うべきものは払っていただかなければいけないのですが、私たちの悩みは、先ほど石津専門委員もおっしゃったように住民税は翌年度課税なので、前年は所得があったから所得税は払いました。でも、前年の所得を基準にして払うべき市民税については、あるいは都民税については払えないというような方に対してどのようにしていくか。でも、貯金はあるかもしれないし、ほかの財産もあるかもしれない。そういうことをきちんとわかっていたかどうかということですので、繰り返しになりますが、「公金債権回収」というタイトルだと、どうしても回収することだけが強められるのですが、やはり相対的なバランスとして回収は第一義的な課題です、命題です。しかし、その中から見えてきた福祉的配慮や自立支援についてもしっかりと取り組んでいくのが行政サービスですので、そのことについては税の部門だけではない行政の方の関心の喚起にも、あるいは税の部門の人も異動してきますので、そういうことの上でも今回の研修の中で、念を押すようで恐縮ですが、その両方の趣旨をやはり御説明していただくほうがよいのかなと改めて感じているところです。

以上です。

○北川主査 どうぞ。

○柏木専門委員 私も何度も強調して申し訳ないのですがけれども、委託する、しないの見極めは、あくまで自治体の職員にかかっていると思いますので、自治体側も見極めの精度は上げていかなければならないですし、もちろん民間も、弁護士も含めて委託に出す準備なども要と思うので、先ほど清原委員がおっしゃっていたことに加えて、自治体の心構えとして、委託すればいいのだというものではないことも強調されたほうが誤解を招かなくていいのかなと思います。

○北川主査 よろしゅうございますか。

それでは、ネクストバージョンの話も随分出てきて、これも調査していただいたこととかいろいろの成果だと思います。

それでは、この項は終わらせていただきたいと思います。

ちょっと時間が押してしまいましたので、次が何番でしたか。

○清原副主査 4番です。

○北川主査 4番目でございますね。

では、少し急ぎたいと思いますが、議事次第に従って、4の「公金債権回収業務における試行自治体の実施状況について」にまいります。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局の早川でございます。

私から資料3「公金債権回収業務における試行自治体の実施状況について（平成25年度実績）」の資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、概要でございますが、こちらについて自治体さんで公金債権業務を民間委託する場合には、多大な事務負担がかかるということが想定されることから、こういう民間委託を試行する自治体さんを募集しまして、内閣府において必要な支援を行うことで自治体の事務負担を軽減することを目的として実施したものでございます。

実施後は論点整理等を行い、評価等も行いまして、可能であればより効果的・効率的な債権回収業務のモデルの提案を目指すことを目的としておったものでございます。

試行自治体の選定結果でございますが、当初10団体を募集をかけたわけでございますが、結果的に11団体から応募がありまして、その全ての自治体さんを試行自治体として選定したものでございます。

内閣府からは自治体の事務負担を軽減するというところで、①～④にございますとおりの助言・支援等を行ったものでございます。

こちら、平成25年度1年間が終わりましたので、実績というのを第2でまとめております。

1の契約に至った自治体数といたしましては、11団体中9団体さんが実際に契約をしております。残りの2団体につきましては、26年度、今年度に締結のための準備。予算等、手続等の準備をしたということでございます。

「(1) 全体的事項」ということでまとめてございます。債権回収を委託した団体におかれましては、受託者、弁護士さんやサービサーさんが受託したわけでございますが、こちらの名前で催告をすることで、自治体からこれまで連絡がなかった滞納者からの連絡があった、それがきっかけで納付や分納誓約につながったということがございます。

また、職員向け研修をやった団体さんが2団体ございましたが、実務経験のある、これは弁護士さんが両方とも受託をされたわけなのですが、直接実践的な司法手続を学ぶことで業務の流れを理解するということができたと。さらに緊張感が生まれ、債権回収の意識づけが高まったという結果も出てございます。

次ページに行きまして、試行した結果ですが、課題がそれぞれの団体さんで明らかになっております。この課題というのは今回試行しなければわからなかったということでございまして、こちらの課題の解決を目指していくことにより、さらにレベルアップが図られるということが期待されると考えております。

具体的な課題事例といたしましては「単年度契約」。こちらは1年間の契約で行った場合に、もう少しで徴収できる、徴収が軌道に乗ってきた段階で契約がどうしても切れてしまうということから、単年度契約について少し検討すべきではないかという点がございました。

あと「費用対効果による業務委託の一定の許容範囲の設定」ということで、やはり先ほど来ありますように、報酬なり費用がかかります。そちらについて、費用対効果を見きわめた上できちんと委託に出すべきではないか。そんなような課題が挙げられております。

個々に（2）以降は個別事項ということで、自治体ごとに取り組み結果をまとめてございます。上から6団体につきましては、債権回収を実際に民間委託で取り組んだ団体でございます。

自治体No.4ですが、母子寡婦福祉資金貸付金についてこちらの団体さんはサービサーさんに委託したということで、委託総額といたしまして3,811万4,000円。そのうち実際に現金で回収できた金額といたしましては、685万1,000。回収率といたしまして、18.0%となっております。こちらは委託開始前、平成23年度の実績で見ますと、現金回収率というのが13%余りでございましたので、約5ポイントぐらい民間委託することによって改善されたということになっております。委託料につきましては、成功報酬として現金回収額の18%に消費税を加えた額ということで契約をしております。

その下の5番の奨学金返還金でございますが、こちらもサービサーさんに委託をいたしまして、29%という現金回収率の結果となっております。23年度は16%程度でございましたので、10ポイント以上の改善が図られたという結果になっております。こちらの団体につきましては、その一番下にあります530万9,000円ということで、その他分納合意額、実際に分納の合意ができたという額も結果として出ております。成功報酬としいたしましては、28%にプラス消費税ということでございます。

自治体No.7の団体につきましては、病院の診療料金を弁護士法人に委託したものでございます。5%の回収率となっております、過去の実績は今、事務局では把握できていないという状況でございますが、委託料は成功報酬の30%となっております。

自治体No.8の団体さんは、母子寡婦福祉資金貸付金をサービサーさんに委託したもので、19.8%の回収率の結果となっております。23年度につきましては約8%の回収率ということで、こちらも大きく回収率の向上が図られたということになっております。成功報酬は30%に消費税を加えた額ということが、翌ページにわたりますが、そちらになっております。

No.10の公営住宅の使用料等を、弁護士及び弁護士法人の共同事業体ということでこちらは委託をしたわけなのですが、この団体につきましては、26年度に入って4月から、実際2カ年の期間で民間委託を実施するための手続、公募ですとか予算の議決等を実施したものでございます。こちらについて、委託料といたしましては成功報酬として40%、消費税を加えた額ということで、あと実際に回収不能事案を調べた結果、結局取れなかった場合

についても報告書を作成することによって1件当たり5,000円の委託料を支払うということにしております。

No. 11の団体さんは水道料金等ということで、こちらは弁護士に委託しました。現金回収率は31%。23年度が20%程度でしたので、こちら大きく向上が図られたということになっております。

委託料につきましては、成功報酬としては30%に消費税を加えた額ですが、そのほか回収金額が50万円を超えた場合には25%、受託者が3回催告しても回収できなかった場合は、1人当たり3,000円を払うということになっております。

こちらの債権回収に6団体が取り組んだ中で、5団体につきましては公募型、プロポーザル方式ということで選定をしております。あと1団体につきましては、随意契約ということで委託をしております。先ほど御議論のありました公募型プロポーザルということで、各公募した中で評価をした中でそれぞれ適切な事業者さんを決めているという状況になっております。

その下のNo. 6とNo. 9につきましては、職員向け研修を2団体さんが行いまして、弁護士さんがそれぞれ行ったというものでございます。

こちらのほうの特記すべきこととしては、No. 9の自治体さんですが、こちらは1回の研修を弁護士さんに委託をしたわけなのですが、実際に研修終了後に支払督促の申し立てを、今まで、これまでやったことがなかったということなのですが、手続をそこで学びまして、職員自身が支払督促の申し立てを行ったということで、結果7件のうち6件について分納合意が図られたという結果が出ております。

No. 1の団体につきましては「自主的納付の呼びかけ及びこれに関する事項」ということですが、こちらは一般的にコールセンターと言われるものでございますが、こちらの団体につきましては、単に税とか債権の徴収に関するコールセンターだけではなくて、市民サービス全般にコールセンター機能を集約してやっていこうというようなことで目指している団体さんでございます。

こちらは26年度実施に向けて、25年度におきましてさまざま検討を行いまして、実際に行った業務が4ページに記載しております5項目。例で申し上げますと、2番目にあります「消費者金融に対する債権差押等の検討」を行ったりですとか「特別代理人による不動産の競売」、あるいは「住宅ローン等の返済困難者への民事再生等を用いた救済」を行ったと、このようなことを実際に内閣府との連携の上、行っております。

その下のNo. 2の団体さんですが、こちらは電話による自主的納付の呼びかけを行いました。コールセンターさんということで、こちらについては軽自動車税を新たに委託を行いました。0.3ポイントの収納率の向上が図られたということになっております。

一番最下段になりますが、No. 3の自治体さんに関しましては「滞納整理の業務委託」ということで、財産はありますが相続人が存在しない滞納事案1件がございました。こちらは弁護士さんに委託をしまして、相続財産管理人選任のために、裁判所に提出する申し立

での作成を行いました。また、相続財産管理人が選任された以降、終了するまでの間事務
手続を行い、債権回収を進めております。こちらは平成26年2月に契約しまして、現在も
進行中の案件でございます。

2の内閣府としての取り組みでございますが、(1)にありますとおり「試行自治体へ
の支援」ということで、事業者選定に当たって募集要項、仕様書、審査評価表等の注意点、
法令解釈等の助言等を初めとしまして、記載のとおり支援を行っております。

また(2)といたしまして、26年3月に策定しました報告書におきまして、その時点で
取りまとめた内容を掲載するとともに、委託に当たってのチェックポイントや試行自治体
で得られた仕様書等の事例等を掲載いたしまして、ほかの自治体さんが民間委託の事務を
スムーズに進められるような支援となるようなものを掲載したものでございます。

最後といたしまして、今年度の取り組みについて掲載してございます。

試行自治体に関しましては、全ての自治体において継続して実施をしていただいております。
中には、先ほど課題で申し上げました単年度契約が課題であった自治体に関しまして、
早速26年度から複数年契約に変更を行いまして、改善を図りながら行っているという
例がございます。

一方、内閣府といたしましても、試行の経過途中の自治体もあることから、内閣府とし
て今後とも引き続き支援は継続いたしたいと考えております。

自治体にとって必要な情報というのは数多くの事例でありますので、先ほど、前の議題
の御審議にもありましたとおり、数多く自治体を紹介していくことが必要かなと考えてお
ります。そこで平成25年度に良好な実施状況が得られた自治体に関しては、全国的に水平
展開を得られるよう優良事例として可能な限り内閣府のホームページで公表いたしてい
きたいと考えております。

今回、試行自治体ということで1年間取り組ませていただきましたが、各自治体さんの
状況を見ますと取り組んだこと自体に、課題も発見されたり、一歩向上率が改善されたり、
大きな成果が得られたものと思っております。これが多くの事例となって積み重なって
いくことによって、全国の自治体に広がっていくことを期待しているところでござい
ます。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○北川主査 ありがとうございます。

ただいまの事務局よりの御説明について、御意見や御質問ございましたらお願いいたし
ます。

いいですか。

○稲生副主査 1点だけ質問してよろしいでしょうか。

○北川主査 どうぞ。

○稲生副主査 資料3の2ページ目、3ページ目に「個別事項」として委託総額、現金回
収額、現金回収率等のデータが入ってございまして、母子寡婦福祉資金貸付金。これが4
番と8番の団体さんということで、この2割前後という数字を一般化してはいけないのか

もしもかもしれませんが、これは福祉的な配慮をしながらこの程度の回収に至っているという意味ではそれなりの数字なのかなと思っています。

他方、7番の病院の診療料金ですね。これが1,600万円委託して5%程度しか回収できていない。これは病院の診療料金の難しさはどういう点にこういう、ちょっとこれは成功していないというふうに思われるのですけれども、難しい点があるのかな。例えば、多分診療料金ですから結構小さい債権がいっぱいあって、ですから、件数で見ると結構いっているのだけれどもということなのかどうか。あるいはほかの福祉的な配慮の必要な貸付金等と比べて何か診療料金の徴収で難しい点があるのか。こちら辺は何か情報としてそちらさんのほうで持っているのでしょうか。

○事務局 そうですね。病院の、確かにこれだけが5.0%として低いわけなのですが、今、おっしゃったとおりもともと取りづらい債権という性格があるのかもしれませんが、今、詳しい状況については試行自治体とも連絡をとって分析をしているところでございます。

要因といたしましては、受け手の、出す側の債権はどういうものを出したかという問題と、あと実際受ける団体さんがどういう団体さんが受けたのか。そういった点も含めて詳細な分析をした上でまた御報告申し上げたいと考えております。

○稲生副主査 そうですね。恐らく催告というか督促の方法としては、あるいは通知の方法としては電話、それから手紙、それから個別の面談とか個別訪問ですね。この3つが恐らく基本的な姿だと思いますので、どういう方法をとっておられるのかという情報をぜひとっていただいて、分析いただければなと思います。よろしく願いいたします。

○北川主査 よろしいですか。

今のは私も本当に不思議で、これは調査研究の対象だと思いますが、それでは、この項は終わらせていただいてよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○北川主査 それでは、それぞれの試行自治体より、よい実施結果が得られるように、また引き続き御支援をお願い申し上げたいと思います。

それでは、議事次第に従いまして、第5番目の「地域の公共サービス改革（窓口関連業務）に関する取組について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 ここから先は、これまでの公金の債権回収とはちょっと異なる窓口に関連する業務及びその他の業務ということで話題が変わりますので、ちょっと頭を切りかえていただければと思います。

時間も押しておりますので、簡単に概略の御説明を申し上げます。資料4の「地域の公共サービス改革（窓口関連業務）に関する取組概要」をごらんください。

今回取り上げますのは、1枚目の「(2) 導入6事例」の中で、一番下に「大阪府箕面市」ともございますが、今般、前回の地方公共サービス小委員会の開催以降に大阪府箕面市さんが新たに市場化テストを導入されているということがわかりましたので、その御報告と、これまでの取り組み概要の整理ということも兼ねてお作りしております。

まず「（１）窓口５業務」は、公共サービス改革法の第34条に定めまして、いわゆる法律の特例の定めている対象でございます。法制定時はいわゆる６業務というふうに整理されていたのですが、一番下に※で記しましたように、外国人登録制度については廃止されましたので、これを除いた現状５業務、すなわち戸籍謄本等以下、印鑑登録証明書に至る５つの業務が公共サービス改革法の特例として位置づけられているということでございます。

（２）の「導入６事例」は、この法特例の対象となる業務を民間委託をするために市場化テストを導入した事例でございます。一番右に平成20年６月に開始しましたというふうに書いてございますが、長野県の南牧村、それから北海道由仁町、続きまして宮城県丸森町、続きまして兵庫県神河町、先ほどそういった形でヒアリングも行ってまいりました茨城県守谷市。それから、今年の７月に始まった大阪府の箕面市でございます。

それぞれ導入している規模感は違うのですが、いずれも本庁業務というよりは、支所の業務の窓口業務を民間に委ねるといったところが共通してございまして、どちらかと言うと、若干例外もございまして、比較的小規模な市町村さんに導入されているのかなという印象がございまして。

また括弧書きで（民間競争入札）と【官民競争入札】と記してございまして、民間に委ねる際の入札方法が官民競争入札、すなわち従来直営で官が行っていた場合のコストの積算と、民間の提案者のプライス、すなわち価格を比較したことによって選定した事例と、そうではなくて、民間が担うことを前提に民間競争入札によって選定した場合と整理してございまして。官民競争入札で選定したのは２例で、民間競争入札で選定したのが４例となっております。

これのうち、最新の事例であります大阪府箕面市の事例については、１枚おめくりいただきまして、通し番号39分の３ページ、別添１にございまして、２つの施設において市場化テストが実施されているということでございまして。

対象となっている業務は、窓口５業務のうち住民票の写し又は住民症記載事項証明書の写しの交付、２つ目にございまして印鑑登録証明書の交付、３つ目にあります納税証明書の交付でございます。

委託期間は、１年９カ月と４カ年と分かれておるのですが、これはベースとなってそれぞれの施設とも指定管理者制度が導入されておりますので、次の指定管理者制度の指定がえのタイミングに合わせて市場化テストについても再度選定ができるようにということ配慮した形になってございまして、若干イレギュラーな形となっております。

ちょっと時間も押してまいりますので、１枚目にお戻りいただきまして、こういった取り組みについて審議いただきたいのですけれども、こういった事務局で整理してございまして導入に関するメリットでございまして、「公共サービスの質の向上」。例えば取り扱い時間が官の直営のときに比べて拡大しているといったメリットがあらわれている。それから、経費の削減、人員の削減といったメリットが見られるのかなと思っております。

(4) のところに図がございますが、特定公共サービスの5業務の対象は、図にあるように、民間が窓口に立っていて、申請書を受け付けたら、基本的には役所の本庁の職員にファックスを送信する。そのファックスを送信された本庁のほうできちんとした審査をしていただいて、それから、受付の支所のほうにファックスで戻っていったものをお渡しするといった仕組みになってございます。

おめくりいただきまして、2ページ目のほうを今度はごらんいただきたいのですが、こういったことも含めた窓口業務の民間活用に関する取り組みの状況についてまとめてあります。

まず(1)でございますが、今、御説明いたしました法の特例を活用した市場化テストの実施に当たっての実務的課題の整理をこれまでしております。平成19年6月18日以降「地方公共団体との研究会」というものが開催されておまして、今回配付資料で「参考資料」とだけ記してございますが、平成20年度までの検討結果を「平成20年度 地方公共団体との研究会 報告書～『市場化テスト』導入の手引き～」としてまとめてあります。こういった形で、市場化テストの導入当時に地方公共団体への導入について課題が整理されていたということでございます。

(2) ですが、これは法の特例の対象になっている特定公共サービスなのか、それでないのかということ、それから、入札の方法が官民競争入札なのか民間競争入札なのかによって、どの法律が適用になるのかということを整理した概念図でございまして、結論としましては、特定公共サービスでない限りは、当公共サービス改革法で規定される入札方法をとらなくても民間委託はできるといった整理でございます。

若干時間が押しておりますが、(3)につきましては、法の特例の、こちら5業務、6業務以外について関連する各省さんからの通知をまとめて掲出しているといったことでございます。

内閣府公共サービス改革推進室におきましては別添2、通し番号でございますと39分の5ページになりますが、当時、平成20年1月17日付で、公共サービス改革法の特例によらなくても、従来どおりの法律の規制の範囲内で民間委託ができる業務についてこのようにまとめているといった文書を発出してございます。

最後に、お戻りいただきまして、2の(4)の「『地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進のための手引き』の作成・公表」ということでございますが、こちらについては別添3ということ添付しておりますが、趣旨といたしましては、地方公共団体の民間委託を推進するということは、逆に労務行政的な観点で見ると、偽装請負の指摘を受けるリスクが高まってきているというようなことで当室に要望が寄せられた経緯がございまして、そういったものに対応するために、当室としては厚生労働省とさまざまな調整の上で、地方公共団体における民間委託の推進の留意点をまとめたものでございます。これが通し番号の11ページ以降に別添3として整理しておるところでございまして、現在もこういった論点について運用しているといった状況でございます。

雑駁ながら以上でございます。

○北川主査 ありがとうございます。

今の事務局の御説明につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。
石津専門委員さん。

○石津専門委員 窓口委託に関しては私は大変厳しいと思っているのです。

私どもでは、窓口を臨時と任期付職員で回してやっていますけれども、実は民間委託をもちろん検討しまして、実際に幾らでやっていただけるかという見積もりを出してもらったところ、うちが今かかっている経費よりも高かったのです。そうすると今、熟練している、非常勤とは言え全部公務員ですから、守秘義務等も問題なくクリアできる職員が対応して、しかも市内の方だったりしますから事情もよくわかっている職員を活用するのと、民間事業者をお願いをして、この後また論点で出ますけれどもさまざまな課題ですね。公権力の行使等も含めた課題がクリアできるかという部分と、あと先ほど言いました経費、かえってお金がかかるという部分とですね。もっと言うと、メリットで「取扱い時間の延長」とありますけれども、いまやコンビニ交付が標準装備ですので、24時間コンビニで交付できますので、果たしてそこまでのメリットがあるのかということ。そこをクリアできないと、恐らく窓口民間委託は私はなかなか厳しいかなと思っています。ですから、そこを超える何かメリットがあれば広がっていく可能性はあると思いますけれども、少なくとも北本市においてはメリットが全くなくて、今後も恐らく民間委託でやることはないという。

最後どうしたって職員の必要な部分は絶対あるので、最後、決裁する部分ですね。戸籍を発行する部分とか。そこがはしょれない限りは、既に今の時点で人件費的な部分はメリットはありませんし、先ほどのサービスの提供という時間的な問題もないとなると、どういうメリットを提示するかというのは非常に難しいかなと思っています。感想みたいなものですけれども、済みません。

○事務局 御感想ありがとうございます。

確かに市場化テストを始めるそれ以前の規制改革の議論以来、どういった形で整理していくのか、とりわけ公権力の行使に関する議論は多々積み重ねがあった上で今日の状況になっていると思いますが、最終的に残る官の責任と、それに伴って最終的には公務員がかかわる必要ということで横断的に整理している状況ではあるかと認識しておるのですが、そのところが一つネックになって、そこも民間に委ねて切り出すのかどうかというところが少しポイントになるだろうということだと思います。

ありがとうございます。

○石津専門委員 ちょっともう一言だけよろしいですか。

○北川主査 どうぞ。

○石津専門委員 もっとさらに突っ込んで言うと、実は臨時とか任期付で回しているという実態が問題。自分でやっておいて言うのも何ですけれども、実はそれが問題で、要するに、非正規で、それは公務員に限らず民間もそうですが、私は今の非正規の問題は、全部

やはり正規採用をきちんとすべき、必要な人員は正規で確保すべきというのを国は逆にもっと強くやっていくのが私は景気対策というか、そういう格差の問題とかに対応する。あるところでそれを言ったのですけれども、市長会で。ちょっと時間もあれですけれどもしゃべらせていただきますが、厚労省の人に言ったら、それは今は景気がよくなってきて企業も正規化の流れに入っているから、その推移を見ながらみたいなことを言っているのですが、私はやはりもっときちんと正規化を図っていくという中で。そうなると、多分正規を雇って窓口を回すよりは、民間に委託をしてやっていくというインセンティブは働くと思いますけれども、今の臨時で回せている状況だったら全くメリットがない状況です。内閣府さんに言ってもしょうがない。でも、内閣府さんもやっているのかな。正規・非正規の問題に取り組んでいるのですかね。そういう部分も絡んできていますので、国のあり方とか働き方のあり方とか、そういうものとも絡む問題ですが、今の状況ではメリットがなかなかなくて難しいかなということです。

○北川主査 ありがとうございます。

では、この項目はこれでよろしゅうございますかね。

(委員首肯)

○北川主査 それでは、事務局におかれては窓口業務の取り組みについて、今後とも調査をお続けいただくようお願いをいたしたいと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、オブザーバー、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(オブザーバー、傍聴者退室)